

精神障害者に対する保健福祉施策等一覧

平成26年6月1日現在

団体名	①入院医療費の助成	②通院医療費の助成	③作業所等への通所旅費の助成	④障害者福祉年金・福祉手当の支給	⑤夏季・年末見舞金等一時金の支給	⑥公営住宅入居の優先措置又は家賃の減免措置	⑦公営駐車場又は駐輪場等使用料金の減免	⑧バス、タクシー運賃等の助成(③以外)	⑨公営体育施設・文化施設等使用料金の減免	⑩その他
和歌山県						県営住宅抽選2回(条件有)入居所得基準を優遇措置(収入月額158,000円以下のところを214,000円以下) 【手帳所持者】	県営駐車場使用料の半額免除有(県立医大附属病院に受診する場合は全額免除) 【手帳所持者】		県有施設について ・入場料、使用料を全額又は半額免除 *施設により条件有 【手帳所持者】	
和歌山市保健所										
和歌山市						1,2級手帳所持者は優先枠あり	市営駐車場及び駐輪場を半額免除(手帳所持者が運転または同乗の場合) 【手帳所持者】	タクシー利用券500円を年間24枚交付 【手帳1・2級】	全額免除:市立博物館、市立こども科学館、和歌山城、市民温水プール、半額免除:市民テニスコート、つつじが丘コート、市民会館、河南総合体育館、市民体育館、松下体育館、東公園体育館、市民球場、和歌山東公園 【手帳所持者】	福祉バスカード、公衆浴場回数券を交付【手帳所持者】 1級手帳所持者にはバスカード、公衆浴場の介護者用も交付
海南保健所										
海南市	重度心身障害児(者)医療費助成制度 所得制限あり 【手帳所持者】	重度心身障害児(者)医療費助成制度 所得制限あり 【手帳所持者】	施設通所交通費助成 通所距離が2kmを超え該当する交通手段を利用する者に対し、交通費の半額を助成。所得制限あり。(上限2,500円/月) 【施設通所者】	心身障害児福祉年金 20歳未満の障害児を監護する者 年額48,000円 【20才未満の手帳所持者を監護する者】				福祉タクシー利用券交付 基本料金相当額助成 年間12枚(所得制限あり) 【手帳1級】	海南市立のスポーツ施設(プール・体育館・運動場・テニスコート)利用料無料 【手帳所持者】	・高齢者デイ事業(65歳以上の人を対象としているが手帳所持者であれば65歳以下でも利用できる) ・海南・海草地方精神障害者家族会への助成
紀美野町	紀美野町重度心身障害者医療費助成制度 保険適用医療費の自己負担分を助成 【手帳1・2級】 【障害年金1・2級】	紀美野町重度心身障害者医療費助成制度 保険適用医療費の自己負担分を助成 【手帳1・2級】 【障害年金1・2級】		心身障害児在宅扶養手当 18歳未満の障害児を監護する者【手帳所持児童】 (重度=手帳1級の障害者については20歳未満) 年額50,000円				・福祉タクシー利用券交付 初乗り料金助成(年間12枚) 【手帳1・2級】 ・町コミュニティバス無料 【手帳所持者】	美里の湯「かじか荘」 入湯料金550円→450円 (介護者1名可) 【手帳所持者】	家族会助成 海南海草地区精神障害者家族会へ助成
岩出保健所										
紀の川市	重度心身障害児(者)医療費助成制度 【障害年金・2級】 ※2級について市単独補助	重度心身障害児(者)医療費助成制度 【障害年金・2級】 ※2級について市単独補助				手帳所持者の単身入居可入居抽選時に2回抽選資格あり 所得制限拡大 【手帳所持者】	・地域巡回バス無料 ・コミュニティバス約半額 ・紀の川市福祉タクシー及び自動車燃料券助成 【手帳所持者】	プール使用料免除 【手帳所持者】	・重度心身障害者福祉手当 【手帳1・2級】 ・心身障害児在宅扶養手当 【手帳所持者が20歳未満で、在宅で看護する者(保護者)】 ・保育料減額	
岩出市	重度心身障害児者医療費助成【手帳1・2級】 【障害年金1・2級】	重度心身障害児者医療費助成【手帳1・2級】 【障害年金1・2級】						市福祉タクシー 年間10枚のタクシー券にてタクシー運賃の一部助成 【手帳1級】 岩出市循環バス優待事業 あいあいカード発行にて無料 【手帳1・2級】		心身障害児在宅扶養手当 手帳1級一月額10,000円 " 2級、3級一月額5,000円 手帳所持者が20歳未満で、在宅で看護する者(保護者)
橋本保健所										
橋本市							・福祉タクシー利用券の交付 ・橋本市コミュニティバスの乗車料金の免除 ・福祉有償運送の利用 【手帳所持者】	橋本市温水プール(利用料の5割減額) 【心身障がい者】	団体運営補助金 ・精神障がい者家族会への助成 【家族会】	
かつらぎ町							障害者外出支援助成 福祉タクシー券 500円券を20枚交付 【手帳1・2級】	使用料免除:花園グリーンパーク「わんぱく広場」・小原洞窟恐竜ランド・花園恐竜館 半額免除:花園グリーンパーク交流施設「金剛の滝」花園ふるさとセンター「合歓木」(室使用料) 志賀ふれあいの里施設「ふれあい会館」(宿泊を除く使用料金) 【手帳所持者】	障害者外出支援助成 ・自動車燃料券 500円券を10枚交付 【手帳1・2級】	
九度山町								松山常次郎記念館 無料 (付き添い1名まで無料・2人以降は有料) 【手帳所持者】		
高野町								高野山霊宝館	福祉有償タクシー 【手帳所持者】	

精神障害者に対する保健福祉等施策一覧

団体名	①入院医療費の助成	②通院医療費の助成	③作業所等への通所旅費の助成	④障害者福祉年金・福祉手当の支給	⑤夏季・年末見舞金等一時金の支給	⑥公営住宅入居の優先措置又は家賃の減免措置	⑦公営駐車場又は駐輪場等使用料金の減免	⑧バス、タクシー運賃等の助成（③以外）	⑨公営体育施設・文化施設等使用料金の減免	⑩その他
湯浅保健所										
有田市			作業所への通所の際、公共交通機関等を利用する場合に負担額の半額助成(上限月2,500円) 【手帳所持者】【障害年金受給者】 【自立支援医療受給者証所持者】					タクシー基本料金相当分(年間28回分以内) 【手帳1級】		市民税非課税世帯 水道料金の軽減【手帳1級・2級】 精神障害者家族会への補助金25,000円
湯浅町										精神障害者家族会への助成25,000円/年
広川町								タクシー初乗り運賃助成券年間24枚配布 【手帳1級】	稲村の火の館(入館料半額免除) 一般 500円→250円 高校生 200円→100円 小・中学生 100円→50円 滝原温泉 ほたるの湯(入湯料減額-入湯税75円免除)大人(中学生以上)500円→425円 【手帳所持者】	
有田川町			・授産施設通所交通費助成金 本町に住所を有し、授産施設に通所する障害者で、路線バス、鉄道を利用する者のうち距離が2kmを超える者。経費が1ヶ月5000円以下は全額。5000円を超える場合は、5000円を控除した額の1/2を5000円に計算し、上限を10000円とする。 【手帳所持者】	・有田川町重度心身障害者(児)福祉手当 手帳を本町で管理し、住民基本台帳も本町に登録されており、在宅の場合年間10,000円を支給。 【手帳1級】		有田川町営住宅【有田川町営きび住宅】 入居者の心身の状況を勘察し、特に居住の安定を図る必要がある場合は、月収259000円を超えない(裁量世帯)こと。 ※通常は月収214,000円としている。【手帳所持者】		【有田川町福祉タクシー】 本町に住民票を有する障害者で、手帳を有田川町が管理している者。 要綱で定める福祉タクシーの基本料金相当額とし、1人年間24回を限度とする。 【手帳1級】	有田川町かなや明恵峡温泉使用料(1回券)大人(中学生以上)300円 小人(4歳以上～小学生以下)200円 回数券(12回数券)大人3,000円小人2,000円(6回数券)大人1,500円小人1,000円 【手帳所持者】	
御坊保健所										
御坊市		自立支援医療費(精神通院)の自己負担分(1割)の1/2を助成 【自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】	作業所への通所の際、公共交通機関を利用する場合、月12,000円を限度に補助【手帳所持者・障害年金受給者・自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】							
美浜町		自立支援医療費(精神通院)の自己負担分(1割)の1/2を助成 【自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】	通所(片道2kmを超える場合)に係る費用(公共交通機関に限る)の1/2を月額1万円を限度に助成 【在宅障害者で作業所等へ通所している者】	・扶養手当 月5,000円(在宅)月4,000円(施設) 【20歳未満の手帳所持者】 ・福祉手当 月2,000円(在宅)所得制限有【20歳以上の手帳所持者】				バス及びタクシーの料金の助成 美浜町外出支援事業として年間12,000円分の100円券を交付。 【手帳所持者】		
日高町		自立支援医療費(精神通院)の自己負担分(1割)を助成 【自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】	福祉共同作業所への通所に要する、交通費の1/2。(上限月額10,000円)を支給。公共交通機関に限る。(在宅障害者) 【手帳所持者】	【心身障害児者福祉手当】 月額4,000円を支給。 【20歳未満:手帳1, 2, 3級】(所得制限なし) 【20歳以上:手帳1, 2, 級】(所得制限あり)		駐車料金の5割減免 【手帳1, 2級】	タクシー利用1回につき、初乗り料金を助成 年間36枚	温泉館「海の里」 入館料減免(600円→510円) 【手帳所持者】		
由良町		自立支援医療費(精神通院)の自己負担分(1割)を助成 【自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】	通所に係る電車、バスの料金の1/2を助成。(車、二輪車、徒歩は認めない) 【手帳所持者】	月額3,000円 収入要件有り【手帳1, 2級】						
日高川町		自立支援医療費(精神通院)の自己負担分(1割)を助成 【自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】	通所に係る経費の1/2を支給する。(上限1万円) 【手帳所持者】	月額3,000円を支給(18歳以上は年収120万未満の者に限る) 【手帳所持者】			日高川町コミュニティバスの乗車料金が半額 【手帳所持者】	・町内温泉施設(美山温泉 愛徳荘・きのくに中津荘・鳴滝温泉館)入浴料半額・町内に住所を有する者は無料 【手帳所持者】 ・かわべ天文公園(入場料半額/介助者も可) 【手帳所持者】		
印南町			通所に係る公共交通機関の料金の1/2を補助。(上限1万円) 【共同作業所通所者】							

精神障害者に対する保健福祉等施策一覧

団体名	①入院医療費の助成	②通院医療費の助成	③作業所等への通所旅費の助成	④障害者福祉年金・福祉手当の支給	⑤夏季・年末見舞金等一時金の支給	⑥公営住宅入居の優先措置又は家賃の減免措置	⑦公営駐車場又は駐輪場等使用料金の減免	⑧バス、タクシー運賃等の助成(③以外)	⑨公営体育施設・文化施設等使用料金の減免	⑩その他
田辺保健所										
みなべ町	保険診療分自己負担額を助成(所得制限有り)【手帳所持者】 【障害年金1級・2級】	保険診療分自己負担額を助成(所得制限有り)【手帳所持者】 【障害年金1級・2級】 自立支援医療費(精神通院)の自己負担分を助成【自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】	・交通手段や距離等で補助額算定(上限2万円) 【作業所へ通所する町内居住の障がい者】	・月額4,000円支給 ・1年以上みなべ町に居住。 ・施設入所者は除く。 所得制限有り 【手帳所持者】				タクシーの初乗り料金を助成10枚綴りのタクシー券を年間4冊交付 【手帳所持者】	鶴の湯温泉(入浴料半額600円→300円) 【手帳所持者】	①配食サービス(・弁当の配給・自己負担有り 安否確認兼ねる) 【概ね単身世帯の障害者で調理が困難な者】 ②施設利用者負担額助成 工賃が5,000円以下は利用者定率負担額を、工賃が5,000円を超える場合は工賃5,000円を超える部分の1/2に相当する金額を利用者定率負担額から差し引いた額を補助 【就労施設利用者】
田辺市		自立支援医療費(精神通院)の自己負担分を助成【自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】	就労支援施設に通所する障害者に対して交通費を補助【就労支援施設通所者】	田辺市重度障害者福祉年金本人、市民税非課税または均等割のみにて年額28,500円を支給。 【20歳以上は手帳1級】 【20歳未満は手帳所持者】		・入居抽選の際、抽選番号を2つ得ることができる。 ・入居所得基準を優遇措置収入月額158,000円以下のところ214,000円以下 【手帳1・2級】		自動車税の減免を受けていない者にタクシー券500円×20枚を交付 【手帳1級】	田辺市立美術館・紀州備長炭発見館入館料1/2減免 【手帳所持者】	工賃が5,000円以下は利用者定率負担額を、工賃が5,000円を超える場合は5,000円を超える部分の1/2に相当する額を利用者定率負担額から差し引いた額を助成 【就労支援通所者】
白浜町		自立支援医療自己負担分(1割)を助成【自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】	作業所等への交通費(2%以上に限る)の一部を補助【作業所利用決定者】			家賃設定時に優遇措置あり 【手帳所持者】 【障害年金受給者】			町営公衆浴場(全額免除) 町民プール(全額免除)	
上富田町		自立支援医療(精神通院)自己負担分(10%)の半額(保険適用医療費の5%)を助成【自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】	町内に住所を有する在宅の障害者で、自宅から片道2kmを超える作業所に通所している者に対し、交通費の一部を助成。 【手帳所持者】【障害年金受給者】 【自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】			①入居所得基準の緩和 【手帳1級・2級】 ②家賃計算上の所得控除 【手帳所持者】		くちくまのコミュニティバスの回数券またはバスポートの料金割引(半額補助) 【手帳所持者】		
すさみ町			作業所等への通所の交通費【障害者総合支援法に基づきすさみ町が支給決定をした者】							
新宮保健所串本支所										
串本町	保険適用医療費自己負担分の費用を助成【手帳1・2級】	保険適用医療費自己負担分の費用を助成(自立支援医療費を含む)【手帳1・2級】	作業所等への通所の交通費町内に住所を有する在宅の者で、自宅から町内、町外の就労支援施設に通所しており、片道が2%を超えるもの。【手帳所持者】 【自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】	年間所得が10万円以下の者に対して年額30,000円を支給する。 【手帳1級】				障害の程度が手帳1級で在宅の者に対し、町と契約しているタクシー会社のタクシーを利用する時の基本料金相当額を年間12回分助成する。(1人につきタクシー券年間12枚交付) 【手帳1級】	串本温泉 サンゴの湯(400円→100円) 【手帳所持者】	
古座川町	入院医療費自己負担分を助成(食事療養費を含む)【手帳1級・2級】	通院医療費自己負担分を助成【手帳1級・2級】	古座川町内に住所を有し、施設に通所する障害者のうち、該当する交通手段を利用する者で、通所距離が片道2%を超える者に対し交通費を助成(上限月3,000円)	非課税世帯に属する者(月額3,000円) 【手帳1級・2級】		入居所得基準を優遇 【手帳1級・2級】 公営住宅法に基づく家賃計算上の所得控除 【手帳所持者】		町営バス運賃の運賃免除 【手帳所持者】		
新宮保健所										
新宮市		自立支援医療(精神通院)の自己負担分の半額を助成【自立支援医療受給者証かつ手帳所持者】	市内に住所を有し通所距離が2kmを超える者。 ・該当の交通手段の1月の合計金額が12,000円を超える場合は上限12,000円/月 ・施設の送迎用車両利用の場合は、送迎距離10%未満は3,500円/月、10%以上は7,000円/月を限度 【手帳所持者】			(公営住宅法に基づく)家賃計算上の所得控除 【手帳1級・2級】 入居資格の優遇 【手帳所持者】		タクシー基本料金(初乗り料金)から1割を引いた額(年間の利用回数26回) 新宮市に事業所のあるタクシー業者のみ 【手帳1級】	・佐藤春夫記念館 利用料金の免除 ・新宮市立民俗資料館 入館料の免除 【手帳所持者】	心身障害児福祉手当 児童1人につき月額3,000円 【20歳未満の手帳所持児童を監護する者】
那智勝浦町			通所に要する費用を月10,000円を限度に補助 通所日数 5日未満/月一支給なし、5~10日未満/月一費用の1/2【作業所通所者】			入居所得基準を緩和 収入月額158,000円以下のところを214,000円以下とする 【手帳1, 2級】		那智勝浦町営バス 手帳提示により半額 【手帳所持者】		
太地町		通院医療費(保険適用分)を助成【自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】	通所にかかる費用を助成(交通機関)上限月10,000円(福祉車両)上限月5,000円(自家用車)上限月4,000円 片道2kmを超えるもの【作業所通所者】			入居所得基準を優遇措置 【手帳所持者】		町営バス利用料金割引(半額補助) 【手帳所持者】		
北山村								村営バスの運賃半額 定期の割引(村民以外でも障害者は割引あり。村民は無料。【手帳所持者】		